

○南伊豆地域清掃施設組合議会全員協議会運営規程

南伊豆地域清掃施設組合議会訓令第5号

令和5年8月29日

(趣旨)

第1条 この訓令は、南伊豆地域清掃施設組合議会会議規則（令和5年南伊豆地域清掃施設組合議会規則第1号）第83条第3項の規定により、全員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 議長は、議会運営上必要と認めた場合又は管理者から協議会の開催要請があった場合は、速やかに協議会を招集する。

2 協議会の招集は、文書によらなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、議長が主宰する。ただし、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が行う。

2 会議は、全議員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の発言は、全て議長の許可を得なければならない。

(議員以外の出席)

第4条 議長が必要と認めたとき又は管理者の要請があったときは、会議に議員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 協議会は、公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴は、南伊豆地域清掃施設組合議会傍聴規則（令和5年南伊豆地域清掃施設組合議会規則第2号）の例による。

(記録)

第7条 議長は、職員に協議会の概要等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。